



1473

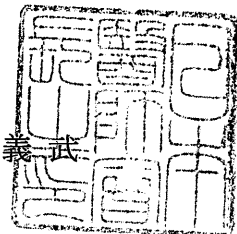
日医発第 549 号 (地 I 106)

平成 24 年 8 月 28 日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長

横倉



平成 24 年度「医療関係機関等を対象にした特別管理産業廃棄物  
管理責任者」に関する講習会の開催案内及び周知の協力依頼について

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、本会では昨年度に引き続き、日本産業廃棄物処理振興センターとの共催により、「医療関係機関等を対象にした特別管理産業廃棄物管理責任者」に関する講習会を別添の開催案内に基づき、全国で 9 回開催いたします。

「特別管理産業廃棄物管理責任者」については、各医療機関等に設置されることとなっており、医師・薬剤師・看護師・臨床検査技師等は法律上、感染性産業廃棄物に関する管理責任者となる資格をすでに持っていることとされております。しかしながら、医療機関等から排出される廃棄物の管理・処理等の体系的な知識の習得に関しましては、その機会がほとんどないため、医療機関等において事務職員等にも特別管理産業廃棄物管理責任者としての役割が求められています。

本講習会は医療機関等において廃棄物管理・処理の実務を担当される事務職員等の方々が「特別管理産業廃棄物管理責任者」の資格を取得できるものであります。

つきましては、貴会におかれましても本件に関しご了解いただきますとともに、貴会管下関係医療機関等への周知方につき、ご高配賜りますようお願い申し上げます。

なお、本講習会の申込につきましては、日本産業廃棄物処理振興センターのホームページでの受付または開催地の各都道府県産業廃棄物協会が受付を行い、当日の会場の運営等は、日本産業廃棄物処理振興センターと各都道府県産業廃棄物協会が行うことを申し添えます。

# 平成 24 年度「医療関係機関等を対象にした 特別管理産業廃棄物管理責任者」に関する講習会 開催案内

- 医療関係機関は、感染性産業廃棄物を生じるため「特別管理産業廃棄物管理責任者」を置くことが義務付けられています。(廃棄物処理法 12 条の 2 第 6 項)
- 医師、看護師等の方は講習会を受講することなく感染性産業廃棄物を生じる事業場の「特別管理産業廃棄物管理責任者」の資格を有しています。しかし、資格取得の目的のみならず産業廃棄物の管理に関する知識を習得していただく機会として有効です。
- 事務職等の方は、本講習会を修了することにより感染性産業廃棄物を生じる事業場の「特別管理産業廃棄物管理責任者」として各都道府県等に認められます。

## 【講習会概要】

- 講習期間:1日 9:00～17:00(昼休み、休憩を含む)
- 受講料:14,000 円(税込み テキスト代含む)
- 講習内容:①廃棄物の関係法規 ②感染に関する基礎知識  
③廃棄物の処理と管理 ④修了試験
- 修了証:修了試験に合格すると修了証が授与されます。この修了証をもって都道府県・政令市より「特別管理産業廃棄物管理責任者」として認められます。
- 生涯教育制度:医師の方には5単位の日本医師会生涯教育制度参加証(コード番号:1, 4, 7, 8, 9, 11, 12, 13, 84)を会場にてお受け取りいただけます。

## 【講習会の申し込み方法】

お申込・受付は9月7日より開始いたします。

### ● ホームページからのお申し込み方法

下のホームページから直接お申し込みできます。また受付状況も HP で確認できます。

日本産業廃棄物処理振興センター 医療特責 HP (空席確認・講習会申し込み)

[http://www.jwnet.or.jp/workshop/haishutu\\_iryuu\\_gaiyou.shtml](http://www.jwnet.or.jp/workshop/haishutu_iryuu_gaiyou.shtml)

### ● ホームページ以外でのお申し込み方法

1. 申し込み在先立ち、電話にて開催地の都道府県産業廃棄物協会へ受付状況を確認します。(電話問い合わせ対応は8月 22 日より開始)
2. 電話での受付状況確認後、改めて郵送にて開催地の都道府県産業廃棄物協会に「受講の手引き」を請求します。(下の注意事項にご留意ください。)
3. 「受講の手引き」に同封の受講申込書及び受講料払込用紙を用いて申し込みます。

※ 「受講の手引き」請求時に、A4 版の書類が入る返信用封筒を同封してください。この返信用封筒には返信先宛名を明記し、返信用切手を貼付します。(請求者名、電話番号等の連絡先も送付状として入れてください)。

・返信用切手代金の目安 [返信用封筒の重さ 15g 程度の場合]

手引き 1 部 / 200 円      2~4 部 / 390 円      5 部 / 580 円

※ 請求の封筒の表には「医療特責手引き ○部希望」と明記してください。

## 【託児室の利用について】

一部の会場では託児室を設置します。(事前の利用申請があった場合に限り・申請期限あり)  
託児室利用の申請・お問い合わせについては、日本医師会までお電話にてご確認ください。

日本医師会地域医療第1課(託児室窓口) TEL 03-3942-6137

## 開催日程及び受講の手引き請求先一覧表

開催地	開催期日・会場	受付機関(手引き請求・申込書送付先)
東京①	平成24年10月17日(水) 日本医師会館	(社)東京産業廃棄物協会 TEL 03-5283-5455 〒101-0047 千代田区内神田 1-9-13 柿沼ビル 7F
大阪①	平成24年11月14日(水) 大阪商工会議所	(社)大阪府産業廃棄物協会 TEL 06-6943-4016 〒540-0012 大阪市中央区谷町 3-4-5 中央谷町ビル 5F
北海道	平成24年11月25日(日) 北海道自治労会館	(社)北海道産業廃棄物協会 TEL 011-241-7611 〒060-0005 札幌市中央区北五条西 6-1-23 第二道通ビル 7F
石川	平成24年11月29日(木) 金沢市文化ホール	(社)石川県産業廃棄物協会 TEL 076-224-9101 〒920-0918 金沢市尾山町 10-15 オリンピアビルⅡ 1F
愛知	平成24年12月5日(水) 名古屋国際会議場	(一社)愛知県産業廃棄物協会 TEL 052-332-0346 〒460-0022 名古屋市中区金山 2-10-9
大阪②	平成25年1月24日(木) 大阪商工会議所	(社)大阪府産業廃棄物協会 TEL 06-6943-4016 〒540-0012 大阪市中央区谷町 3-4-5 中央谷町ビル 5F
岡山	平成25年1月29日(火) 岡山商工会議所	(一社)岡山県産業廃棄物協会 TEL 086-254-9383 〒701-1152 岡山市北区津高 628-6
東京②	平成25年2月14日(木) ベルサール西新宿	(社)東京産業廃棄物協会 TEL 03-5283-5455 〒101-0047 千代田区内神田 1-9-13 柿沼ビル 7F
福岡	平成25年3月17日(日) (財)福岡県中小企業振興センター	(公社)福岡県産業廃棄物協会 TEL 092-651-0171 〒812-0046 福岡市博多区吉塚本町 13-47 福岡県国保会館 2F

注1. ホームページからの講習会申し込みは、以下のアドレスからお願いいたします。

日本産業廃棄物処理振興センター 医療特責ホームページ (空席確認も可能)  
[http://www.jwnet.or.jp/workshop/haishutu\\_iryuu\\_gaiyou.shtml](http://www.jwnet.or.jp/workshop/haishutu_iryuu_gaiyou.shtml)

注2. 託児室に関するお問い合わせ・申請は以下のお電話にお願いいたします。

日本医師会地域医療第1課 (託児室窓口) TEL 03-3942-6137  
 ※ 託児室に関するお問い合わせ・申請は、日本医師会でのみ受け付けております。

<b>主 催</b>	日本医師会・日本産業廃棄物処理振興センター	
<b>実施協力団体</b>	各都道府県産業廃棄物協会	
<b>講習会全般の 問い合わせ</b>	日本産業廃棄物処理振興センター教育研修部	03-5275-7115
	日本医師会 地域医療第1課	03-3942-6137